

組立説明図	部品（パーツ）
JIS Q 1011：2009	JIS A 5308：2009
<p>- 申請者の工場で製造する製品の種類に応じて表中の原材料のうち必要とする原材料について、社内規格で規定する。</p> <p>- 使用する原材料は、製造業者名（セメントの場合には、その品質について責を追う製造業者名）、又は納入業者名（骨材に限る。）、種類（碎石、砕砂、砂利及び砂の場合は産地を含む）及び品質について規定する。</p> <p>- 受入検査が規定する検査頻度より長い場合には、入荷の都度、受入検査を実施する。</p> <p>注<sup>(1)</sup> “公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分な能力をもつ第三者試験機関”は、次をいう。</p> <p>a) JIS Q 17025 に適合することを、認定機関によって、認定された試験機関</p> <p>b) JIS Q 17025 のうち該当する部分に適合していることを自らが証明している試験機関であり、かつ、次のいずれかとする。</p> <p>1) 中小企業近代化促進法（または中小企業近代化資金等助成法）に基づく構造改善計画によって設立された共同試験場</p> <p>2) 国公立の試験機関</p> <p>3) 民法第34条によって設立を認可された機関</p> <p>4) その他、これらと同等以上の能力のある機関</p> <p>注<sup>(2)</sup> 骨材製造業者（納入業者を含む。）が、“公平であり妥当な試験データ及び結果を出す十分な能力を持つ第三者試験機関”<sup>(1)</sup> に依頼した試験成績表は、原本若しくは、“公平であり妥当な試験データ及び結果を出す十分な能力を持つ第三者試験機関”<sup>(1)</sup> が原本と相違ない旨証明したもの（副本）だけとし、原本をコピーしただけのもの[骨材製造業者（納入業者を含む。）が原本と相違ない旨証明したものを含む。]は認めない。</p> <p>なお、骨材を骨材製造業者から直接購入せずに、納入業者から購入している場合、骨材が該当骨材の製造業者から申請者の工場に納入される経路をあらかじめ把握し、骨材の種類、産地変更の有無が速やかに確認できるようにしなければならない。</p> <p>また、納入業者が行うサンプリングは、申請者の納入経路における荷揚げ場所のほか骨材堆積場で行ってもよい。</p>	-